

福岡国土建設専門学校同窓会会則

第1章 総 則

第 1 条 福岡国土建設専門学校同窓会と称し、事務所を同校内に置く。

第 2 条 本会は会員相互の親睦及び向上を図り、母校発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員名簿作成頒布
- 二 会員相互の教養研鑽
- 三 その他必要と認める事項

第 4 条 本会は枢要の地に支部を置く。

第2章 会 員

第 5 条 福岡国土建設専門学校（以下単に母校と称する）の卒業生全員をもって正会員とし、準会員は母校在學生全員とする。

第 6 条 母校職員並びに職員であった者、及び役員会において推薦した者を特別会員とすることができる。

第 7 条 会員が住所氏名または職業を変更したときは、その都度本会に報告するものとする。

第3章 役 員

第 8 条 本会に次の役職員を置く。名誉会長 1 名、顧問 2 名、会長 1 名、副会長 2 名、評議員若干名、監事 2 名、会計 2 名、庶務 1 名。

第 9 条 名誉会長は母校校長とし、会長、副会長及び監事は役員会において銓衡し、総会の承認を得て定める。

2. 評議員は卒業年度代表及び地区代表とし、卒業年度代表 2 名、各地区において会員の中から推薦された地区委員 1 名とする。
3. 監事は役員会に諮って会長が之を委嘱する。
4. 役員を退く者は補欠を推薦することができる。補欠は次期総会で承認を要する。

第10条 会長は会務を総括し、本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 評議員は会務を分掌し、その執行にあたる。
4. 監事は会計監査にあたる。
5. 本会は第6章の定めるところに従って地区を置く。地区の範囲は役員会で定める。

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2. 補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後といえども、後任者ができるまでその職務を行うものとする。

第12条 本会は顧問をおくことができる。

2. 顧問は役員会に諮って推戴する。

第4章 会 合

第13条 本会の会合は、役員会及び総会とする。

第14条 役員会は、会長、副会長、監事及び評議員を以て構成し、毎年1回これを開く。但し、名誉会長、顧問が参加する場合がある。

2. 役員会に於ては、事業の計画、経費の予算、会則の変更、その他会務の運営に関して協議決定し、総会に於いてこれを報告審議する。

第15条 本会は、2年毎に定例総会を開く。(当該年の6月の第4土曜日とする)

2. 臨時総会は、会長が必要と認めた時招集する。

第16条 役員会及び総会は、会長がこれを招集し、議長には会長があたる。

第17条 会合の議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第5章 会 計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終る。

第19条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入を以てこれに充てる。

第20条 正会員は、入会金として終身金7,000円を納入するものとする。

第21条 本会は必要に応じ役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第22条 会計年度ごとに決算が完了したときより1ヶ月以内に監事の監査を経て総会に報告し、承認をうけるものとする。

第6章 地 区

第23条 地区役員として、地区委員（正）を置く。地区委員は、副委員及び監事を定め地区会務の執行にあたらせることができる。

第24条 地区委員正は地区を代表し、地区を統轄し本会との連絡にあたる。

第25条 支部の経費は、その所属会員の負担とする。但し通信費等については本部経費をあてる。

附 則

第26条 この会則に定めたものの外、本会の運営上必要な規程、細則は役員会に諮って、会長が別に定めることができる。

第27条 この会則は、昭和57年4月1日より実施する。